

○保険料に関する申請の受付

○上記事務に付随する事務

別表第2(第17条関係)

○共通経費

負担割合

均等割 ○%

高齢者人口割 ○%

人口割 ○%

○医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

○保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

共通経費については、例えば均等割について小規模な市町村に過大な負担にならないようにするなど、地域の実情に応じて定める必要がある。

広域連合設立時における条例一覧

- 総規
 - ・ ○○広域連合の休日を定める条例
 - ・ ○○広域連合公告式条例

- 議会・選挙・監査
 - ・ ○○広域連合議会の定例会条例

- 組織・庶務
 - ・ ○○広域連合の事務所の位置及び名称等に関する条例
 - ・ ○○広域連合課設置条例

- 情報公開等
 - ・ ○○広域連合情報公開条例
 - ・ ○○広域連合個人情報保護条例

- 人事
 - ・ ○○広域連合職員定数条例
 - ・ ○○広域連合職員の定年等に関する条例
 - ・ ○○広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例
 - ・ ○○広域連合職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例
 - ・ ○○広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例
 - ・ ○○広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
 - ・ ○○広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - ・ ○○広域連合職員の育児休業等に関する条例
 - ・ ○○広域連合議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

- 給与
 - ・ ○○広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 - ・ ○○広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例
 - ・ ○○広域連合職員の給与に関する条例
 - ・ ○○広域連合職員等の旅費に関する条例

広域連合設立時における規則一覧

議会・ 選挙・監査	広域連合議会の定例会招集に関する規則 広域連合議会会議規則 広域連合議会傍聴規則
組織・庶務	広域連合事務分掌規則 広域連合職員の職の設置に関する規則 広域連合長の組織代理者を定める規則 広域連合情報公開審査会規則 広域連合長が管理する公文書の開示等に関する規則 広域連合個人情報保護審査会規則 広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する広域連合個人情報保護条例施行規則
人事	広域連合職員の任免に関する規則 広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則 広域連合職員の育児休業等に関する規則 広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規則 広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 営利企業の従事制限に関する規則
給与	広域連合職員の給与の支給に関する規則 広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 広域連合職員の管理職手当の支給に関する規則 広域連合職員の扶養手当支給に関する規則 広域連合職員の住居手当の支給に関する規則 広域連合職員の通勤手当の支給に関する規則 広域連合職員の単身赴任手当の支給に関する規則 広域連合職員の時間外勤務手当の支給割合等に関する規則 広域連合職員の休日勤務手当の支給に関する規則 広域連合職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則 広域連合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則
財務	広域連合財務規則 広域連合財産の管理に関する規則

平成19年度概算要求（高齢者医療制度関係）の概要

平成19年度概算要求において、平成20年度施行の高齢者医療制度の円滑な導入を図るための準備経費として、下記のとおり要求したところ。

なお、概算要求については、前年度予算額から大幅な増額要求が可能であったが、年末の予算措置については、概算要求額の抑制を図り、前年度予算額未満とすることとされている。

このため、下記の要求については、今後、予算編成過程において、別途財源等による手当も含め検討し、年末までに適切な措置を講じる必要がある。

I 要求額

201億円（平成19年度 新規要求）

- ・ 億円単位で計上しているため、合計が合わないことがある。

II 要求事項

1 地方公共団体向け補助

(1) 市町村：1/2補助（92億円）

①住民情報提供システム開発費補助

保険料賦課等を行うための基礎情報（住民情報、税情報等）を広域連合に提供するために必要なシステム開発費

②後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発費補助

市町村において後期高齢者医療制度保険料徴収に必要なシステム開発費

(2) 市町村（国保保険者）：定額補助（28億円）

○保険料徴収システム開発費補助

後期高齢者支援金、前期財政調整に係る納付金に必要な特定保険料率設定等に必要なシステム開発費

(3) 後期高齢者医療広域連合：1/2補助（13億円）

○広域連合サーバールーム構築・ネットワーク設定等工事経費等補助

広域連合に設置する機器類のサーバールーム構築、ネットワーク設定に必要な経費等

2 その他（医療保険者等）向け補助

（1）医療保険者（健保組合・国保組合）：定額補助（26億円）

○保険料徴収システム開発費補助

後期高齢者支援金、前期財政調整に係る納付金に必要な特定保険料率設定等に必要なシステム開発費

（2）社会保険診療報酬支払基金：定額補助（12億円）

○財政調整金・財政支援金交付等事務費補助

医療保険者からの前期高齢者納付金、後期高齢者支援金の徴収、保険者への前期高齢者交付金、後期高齢者交付金の交付事務に必要なシステム開発費等

（3）国保中央会・国保連合会：定額補助（31億円）

○特別徴収情報分割・集約システム開発費補助等

年金保険者からの年金情報の市町村毎への分割、市町村からの保険料特別徴収情報の全国分集約に必要なシステム開発費等

平成18年9月22日

後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査について

平成19年度予算編成の検討に当たり、必要な事項を承知したいので、別添様式により作成のうえ、下記提出期限までに報告（メールでも可）願います。

記

提出期限

別紙1：平成18年10月11日（水）

別紙2：平成18年10月18日（水）

後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査票

都道府県名：

担当者名：

連絡先電話番号：

1. 人口等

[人口] : 人

[75歳以上人口] : 人

[市町村数] : 市町村

2. 所要職員数

〈平成19年度〉

(単位：人)

業務名 \ 役職	課長以上	係長以上	一般職員	計
合計				

〈(参考)平成20年度〉

(単位：人)

業務名 \ 役職	課長以上	係長以上	一般職員	計
合計				

後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査票

都道府県名：〇〇県
 担当者名：□□ △△
 連絡先電話番号：(××) ××××-××××

1. 人口等

[人 口 〇,〇〇〇,〇〇〇 人]
 [75歳以上人口 〇〇〇,〇〇〇 人]
 [市町村数 : 〇〇 市町村]

2. 所要職員数

〈平成19年度〉

(単位：人)

業務名	課長以上	係長以上	一般職員	計
広域連合議会関係事務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
人事・給与事務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
広報業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
事業・財政計画策定業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険料率算定業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険料賦課業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
被保険者資格管理業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
支払運用業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
合計	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇

※19年度において予定される業務毎の予定職員数（小数点以下第1位まで記入：第2位四捨五入）を記入すること

〈（参考）平成20年度〉

(単位：人)

業務名	課長以上	係長以上	一般職員	計
広域連合議会関係事務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
人事・給与事務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
広報業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
事業・財政計画策定業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険料率算定業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険料賦課業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
被保険者資格管理業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
支払運用業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
保険給付の審査支払業務	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
合計	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇

後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査票

都道府県名：
担当者名：
連絡先電話番号：

○所要経費（単位：千円）

- ①報酬 _____ 千円
- ②旅費 _____ 千円
- ③備品費 _____ 千円
- ④消耗品費 _____ 千円
- ⑤印刷製本費 _____ 千円
- ⑥通信運搬費 _____ 千円
- ⑦光熱水料 _____ 千円
- ⑧借料及び損料 _____ 千円
- ⑨会議費 _____ 千円
- ⑩賃金 _____ 千円
- ⑪保険料 _____ 千円
- ⑫雑役務費 _____ 千円
- ⑬負担金 _____ 千円
- 【合計】 _____ 千円

記入要領

【別紙1】

1. 人口等

平成18年3月末現在の人口、18年4月1日現在の市町村数を記入願います。

2. 所要職員数

平成19年度において後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）の職員として予定している業務毎の職員数を記入願います。

また、平成20年度の職員数について、想定で見込んでいる場合は参考として記入願います。

【別紙2】

○ 所要経費

平成19年度において、広域連合の運営経費として見込まれる経費（粗々なもので結構です。）を記入願います。

また、平成20年度の運営経費について、想定で見込んでいる場合は参考として記入願います。

なお、所要経費の範囲は下記①～⑬に掲げる経費とします。

- | | |
|---------|---|
| ①報酬 | 広域連合議会議員等への報酬 |
| ②旅費 | 区域内の市町村、他広域連合との後期高齢者医療制度運営に係る打ち合わせ等に必要な旅費等 |
| ③備品費 | 机、椅子等の庁用備品等購入経費 |
| ④消耗品費 | 各種事務用品等の購入経費 |
| ⑤印刷製本費 | 広域連合の広報等に必要なリーフレット等の印刷製本費 |
| ⑥通信運搬費 | 郵便料、電話料等 |
| ⑦光熱水料 | 広域連合事務所等の電気料、水道料、ガス料等 |
| ⑧借料及び損料 | 事務所借料、コピー、FAX、パソコン・システム機器類等のリース料等 |
| ⑨会議費 | 会議等に係る経費 |
| ⑩賃金 | 広域連合事務に従事するために雇いあげる者に支払われる賃金等 |
| ⑪保険料 | 報酬・賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金等 |
| ⑫雑役務費 | 各種保守料・手数料、後期高齢者医療事務処理等（システム運用含む）を第三者に依頼し、その対価として支払われる委託料等 |
| ⑬負担金 | 地方公務員共済組合への負担金等 |

※所要経費については、別添総務省自治財政局調整課長通知（平成18年4月19日：総財調第13号「平成18年度の国民健康保険繰出金について」）の別表を参考にして下さい。（本俸、職員手当等除く）

平成18年4月19日

各都道府県総務部長
(市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 } 殿

総務省自治財政局調整課長

(公 印 省 略)

平成18年度の国民健康保険繰出金について

平成18年度の地方財政計画において、国民健康保険制度の運営に関し、市町村の一般会計が国民健康保険事業特別会計に繰り出すための経費を計上しましたが、その基本的な考え方は下記のとおりでありますので、国民健康保険制度の趣旨及び実態に即しながら、適切に運営していただくようお願いします。

なお、この基本的考え方に基づく繰出しに要する経費については、地方交付税により所要の措置を講じる予定でありますので、ご承知おき願います。

貴都道府県内の市町村に対して、以上の趣旨を十分にお伝えいただくようお願い申し上げます。

記

第1 国民健康保険事務費に係る繰出し

(1) 趣 旨

国民健康保険事務費に係る一般会計繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、国民健康保険の事務の執行に要する別表に掲げる経費とする。

(3) そ の 他

当該経費については、一般会計から繰り出して特別会計で支弁するものである。

第2 国民健康保険の保険給付に係る繰出し

1 出産育児一時金に係る繰出し

(1) 趣旨

国民健康保険の保険給付のうち、出産育児一時金に係る一般会計繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、出産育児一時金の支給基準額（30万円（平成18年10月より35万円））の3分の2に相当する額とする。

2 国保財政安定化支援事業に係る繰出し

(1) 趣旨

国民健康保険財政の健全化及び保険料（税）負担の平準化に資するための一般会計繰出しに要する経費である。

本事業は、国費と保険料（税）で賄う国保財政の基本原則を踏まえつつ、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因（被保険者の応能割保険料（税）負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと及び高齢者が特に多いこと）に着目して限定的に繰出しを認めようとするものであり、保険料（税）で負担すべき給付費について一般会計が補助することを一般的に是認する趣旨のものではない。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、次の算式に基づいて算定された額の範囲内の額とする。

〔保険料（税）負担能力補てん基礎額×保険料（税）軽減世帯割合による補正〕
＋〔病床数が多いことによる給付費の増嵩の一定割合〕
＋〔年齢構成差による給付費の増嵩の一定割合〕

① 〔保険料（税）負担能力補てん基礎額×保険料（税）軽減世帯割合による補正〕の算式中、保険料（税）負担能力補てん基礎額及び保険料（税）軽減世帯割合による補正に用いる係数は、下記（注）1及び2のとおりである。

（注）1 保険料（税）負担能力補てん基礎額は、平成18年度における保険基盤安定制度（保険料軽減分）に係る繰出金の額（国民健康保険法第72条の2の2第1項に基づき国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない額）に0.27を乗じて得た額とする。

- 2 保険料（税）軽減世帯割合による補正に用いる係数は、平成18年度における保険基盤安定制度に係る繰出金の額の算定の基礎となる保険料（税）の減額の適用を受ける世帯主の属する世帯の数を国民健康保険加入世帯（一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）の属する世帯に限る。）の数で除して得た数値に応じ、次の算式により算定した数値とする。

保険料（税） 軽減世帯割合	55%以上の場合	$\frac{\text{保険料（税）軽減世帯割合}}{\text{保険料（税）軽減世帯割合} - 0.45}$
	45%以上55%未満の場合	0.10
	45%未満の場合	0

- ② 病床数が多いことによる給付費の増嵩の一定割合は、次の算式により算出した額とする。

$$\left[\text{1床当たり基準単価} \times \frac{(\text{病床数} - 1.2 \times \text{全国平均病床数}) \times \text{当該団体の人口}}{100,000} \right] \times 0.20$$

ただし、上の算式中 [] 内の数値は、実績給付費（国民健康保険法第70条第3項第1号イ及びロの額の合算額で特別の事情により多額となった部分の額として算定した額を控除する前の額）と、基準給付費（同項第2号の額）又は全国平均給付費のいずれか大きい額との差を限度額とする。したがって、実績給付費が基準給付費又は全国平均給付費のいずれか大きい額を下回る団体にあつてはこの数値は0となる。

(注) 1 1床当たり基準単価は1,679千円、全国平均給付費は167千円に当該団体の前々年度末の一般被保険者の数を乗じて得た額、全国平均病床数は、981.6床とする。

- 2 実績給付費及び基準給付費は、前々年度の数値に基づく額とする。
- 3 病床数は、前々年の10月1日現在の数値に基づく国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令第2条の2第3項第5号の人口10万人当たりの病院の病床数とする。

なお、医療法施行規則第30条の33第1項第4号に規定する病床については含めないものとする。

- 4 当該団体の人口は前々年の9月30日現在の住民基本台帳の数値を用いる。

- ③ 年齢構成差による給付費の増嵩の一定割合は、次の算式により算出した額とする。

$$[1 \text{人あたり医療費差額} \times \text{高齢被保険者数} \times \text{高齢被保険者数の割合による補正}] \times 0.15$$

(注) 1 1人あたり医療費差額は45千円(平成16年度における60歳以上73歳未満の平均医療費と50歳以上73歳未満の平均医療費との差額の全国平均の数値)とする。

- 2 高齢被保険者数は、「国民健康保険実態調査(平成17年9月16日付け保発第0916003号厚生労働省保険局長通知)」により厚生労働省保険局長に報告した平成17年9月30日現在における当該団体の「60歳以上64歳未満」、「65歳以上69歳未満」、「70歳以上74歳未満」、「75歳以上79歳未満」、「80歳以上84歳未満」、「85歳以上」の一般被保険者の各欄の数値を合算した数から、平成17年9月末現在老人保健医療給付対象者数(国保のみ)を除いたものの数とする。

- 3 高齢被保険者数の割合による補正に用いる係数は、上記2の数値を一般被保険者の数で除して得た数値(以下「高齢被保険者数割合」という。)に応じ次の算式により算定した数値とする。

		高齢被保険者数割合
} 高齢被保険者数割合	20%以上の場合	0.20
	10%以上20%未満の場合	0.10
		高齢被保険者数割合 - 0.10

10%未満の場合

0

(3) その他

本事業の実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 本事業に対する財源措置は、地方交付税により行われるものであり、一般会計繰出しの要否及びその額は、(2)の繰出しの対象経費の範囲内で各市町村がそれぞれの地域の実情に即して独自に決定すべきものであること。
- ② 国民健康保険制度及び本事業の趣旨から、財政援助的な一般会計繰出しは、保険基盤安定制度に係る経費、事務費及び出産育児一時金に係る経費、一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部並びに本事業に係る経費を除き行うべきではないこと。
- ③ 本事業の一般会計繰出しは、累積赤字の解消、基金積立、保健事業の充実等中長期的な国民健康保険財政の安定化に資するための措置に充てられることを期待するものであり、保険料（税）の安易な引下げに充てられることを想定していないこと。

第3 保険基盤安定制度に係る繰出し

(1) 趣 旨

保険料（税）負担の緩和を図るとともに、国民健康保険の財政基盤の安定に資するための保険基盤安定制度に係る一般会計繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの対象経費

国民健康保険法第72条の2の2第1項の規定及び附則第12項に基づき国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない額とする。

(3) 繰出しに係る負担割合

① 保険料軽減分

ア 都道府県

都道府県の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険料軽減分に限る。）に係る経費に4分の3を乗じて得た額とする。

イ 市町村

市町村の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度に係る繰出し（保険料軽減分に限る。）の対象経費から都道府県負担金を減じた額とする。

② 保険者支援分

ア 国

国の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険者支援分に限る。）に係る経費に2分の1を乗じて得た額とする。

イ 都道府県

都道府県の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険者支援分に限る。）に係る経費に4分の1を乗じて得た額とする。

ウ 市町村

市町村の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度に係る繰出し（保険者支援分に限る。）の対象経費から国庫負担金及び都道府県負担金の合計額を減じた額とする。

担当：総務省自治財政局調整課 黒川

TEL:03-5253-5618

FAX:03-5253-5620

(別表)

区 分	一 般 会 計 負 担 対 象 費 用
報 酬	国民健康保険運営協議会委員、嘱託徴収員等
本 俸	一般職給
職員手当等	扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、調整手当、住居手当、 児童手当
共済費 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員共済組合への負担金（長期、短期、追加費用に限る） ・ 社会保険料（報酬及び賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金） ・ 地方公務員災害補償法による市町村負担金 ・ 市町村職員退職手当組合市町村負担金 ・ 国民健康保険事務処理を共同事業化し、当該事業に対して支出する負担金（年金受給者一覧表作成に係る拠出金を含む）
賃 金	地方公務員の身分を有し、あらかじめ定められた日に市町村役場に勤務が義務付けられている者に支払われる賃金に限る。
委託料	国民健康保険事務処理を第三者に依頼し、その対価として支払われる委託料
旅 費	職員普通旅費
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、 修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料
使用料・ 手数料	電子計算機使用料、会議場使用料
備品購入費	机・椅子等庁用器具費、計算機・バイク・録音機購入費

(注) 通例の国民健康保険事務の執行に要するものとしての一般職給は、課長以下の職員に係る給与費のみである。

保険料率算定基準・保険料賦課基準案

1 保険料率算定基準

(1) 2年単位の財政運営

○ 保険料率は、

- ・ 療養の給付等に要する費用の額の予想額
- ・ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額
- ・ 特別高額医療費共同事業に係る拠出金の納付に要する費用の予想額
- ・ 財政安定化基金からの借入金の償還に要する費用の予定額
- ・ 保健事業に要する費用の予定額
- ・ 被保険者の所得の分布状況及びその見通し
- ・ 国庫負担
- ・ 後期高齢者交付金等の額

等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。(高齢者医療確保法第104条第3項) [介護保険法第129条第3項]

(2) 保険料率の算定基準(施行令) [介護保険法施行令第38条第1項及び第2項]

○被保険者の保険料額が、2年ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を基準として算定した額(賦課総額)のうち被保険者均等割総額を補正被保険者数で除して得た額(被保険者均等割額)と所得割総額を総所得金額等で除して得た率(所得割率)に被保険者の総所得金額等を乗じて得た額(所得割額)の合計額となるものとする。

$$\begin{aligned} \text{※賦課総額} &= \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \\ &= \text{被保険者均等割総額} + \text{所得割総額} \\ \text{保険料額} &= \text{被保険者均等割額} \text{【応益保険料額】} \\ &\quad + \text{被保険者の総所得金額等} \times \text{所得割率} \text{【応能保険料額】} \end{aligned}$$

○ 均等割額と所得割率は、広域連合内均一とする。

ア 保険料収納必要額 (施行令)
各年度の(ア) - (イ)の合算額

(ア) 後期高齢者医療に要する費用(①~⑦の合算額)の見込額
①療養の給付に要する費用の額 - 一部負担金に相当する額

- ②入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要する費用の額
- ③財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- ④特別高額医療費共同事業に係る拠出金の納付に要する費用の額
- ⑤財政安定化基金からの借入金の償還に要する費用の額
- ⑥保健事業に要する費用の額
- ⑦その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）

(イ) 収入（①～⑨の合算額）の見込額

- ① 国庫負担金（高額医療費に対する負担金を含む。）
- ② 都道府県負担金（同上）
- ③ 市町村負担金
- ④ 調整交付金
- ⑤ 後期高齢者交付金
- ⑥ 特別高額医療費共同事業の交付金
- ⑦ 国の補助金
- ⑧ 都道府県及び市町村の補助金
- ⑨ その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（減額賦課に係る繰入金に係る市町村からの納付金（第105条）を除く。）

イ 予定保険料収納率（施行令、施行規則）[介護保険法施行令第38条第4項、介護保険法施行規則第141条]

2年間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として、次の基準に従い算定される率

(ア) 特別徴収により徴収することが見込まれる保険料

当該賦課した保険料額がすべて徴収されるものとして見込む。

(イ) 普通徴収により徴収することが見込まれる保険料

当該市町村における過去の普通徴収に係る収納率の実績（※）等を勘案して、その収納率を見込む。

※ 制度発足後2年間（20年度及び21年度）については、当該広域連合の区域内の市町村における、75歳以上の者が世帯主である世帯の国保保険料の収納率の実績（17年度）を勘案。